

成長戦略2019等におけるPPP/PFI施策の進捗状況一覧

参考資料1

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「第4次産業革命」会合(PPP/PFI)(第7回) <2019.4.25>		成長戦略フォローアップ <2019.6.21>		PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改訂版) <2019.6.21>		担当省庁	進捗状況(各府省庁からの申告) <4/9時点>
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容		
2. 公共施設等運営権制度に関する施策							
(1) 未来投資戦略2018から継続すべき施策							
①	新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行う民間事業者が、行政財産である国有林野の一定の区域で、長期継続的・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるようにする。【農水省林野庁】	-	-	-	-	農林水産省	令和元年6月5日に、国有林の一定の区域において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権制度の創設等を内容とする「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が可決成立。 令和2年4月1日に同法が施行。樹木採取権制度ガイドライン等を公表。
②	経済財政諮問会議での議論と連携して、北海道7空港における公共施設等運営権事業をモデルに、国の行う公共施設等運営権事業において、運営権対価を運営権ガイドラインの趣旨に沿って契約当初に支払われる一括払いで運営権者から国に支払わせた場合、当該対価が国に将来入るはずであった収入を前払いさせる性質を持つことを考慮し、対価の一定部分の国側での活用は将来必要となる投資に複数年に渡って充てることとする。【国交省航空局、財務省主計局、内閣府政策統括官(経済社会システム担当)】	-	-	-	-	国土交通省 財務省 内閣府	【国交省】 北海道における7空港のコンセッションについては、令和元年10月に北海道エアポート(株)との間で実施契約を締結。今後、国は運営権対価を收受する予定。 なお、運営権対価の一時金については、北海道における空港整備などに活用するほか、空港整備勘定に係る借入金の早期償還を行うことにより、将来償還すべき金額の減少を通じて、今後、必要となる投資に有効活用していく。
③	公共施設等運営権制度を所管する内閣府及び、自ら大規模な公共施設等運営権事業を実施する国交省航空局は、「参事官級以上(参事官級以上の給与待遇を受ける責任ある職務を含む)」と「企業からの出向(退職出向を含む)ではない専任人材」という条件を満たす公共施設等運営権に関連する専門性と豊富な経験を持つ民間人材を速やかに配置し、体制の強化を図る。なお、人材の活用を行うに当たっては、広く公募し、適材適所の選定を行う。【内閣府PPP/PFI推進室、国交省航空局】	-	-	-	-	内閣府 国土交通省	【内閣府】 令和元年度機構要求において、コンセッション及び社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員の増員が認められ、公募を経て昨年7月1日に専任の民間人材を参事官として採用。 【国交省】 専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材について、令和2年5月から責任ある立場で登用するため、公募条件等の見直しを行った上で再度公募をしたところ、応募があり、現在採用に向けた手続きを進めているところ。
④	水道法の改正などの制度整備、成果連動型民間委託契約事業での議論の拡大に対応し、関係府省からの人材登用も拡大する(関係府省はそれに協力する)。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、厚生労働省、経済産業省】	-	-	-	-	内閣府 厚生労働省 経済産業省	【内閣府】 内閣府では令和元年7月1日付で、成果連動型民間委託契約に関わる参事官級の職員として民間からの職員を登用した。また訓令により同日付けで「成果連動型事業推進室」を設置した。さらに、関係府省(法務省、厚生労働省、経産省)からの人材登用を拡大した。

⑤	<p>内閣府において、公共施設等運営権事業に対する助言や勧告などのスムーズな実施(権限行使の対象となる可能性のある関係府省からの出向者が関与する利益相反を防ぐため)や成果運動型民間委託契約事業の推進のために、(1)～④で示した体制を活用すると共に、制度官庁からの人材を巻き込んだ体制を構築する(制度官庁はそれに協力する)。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、総務省、財務省】</p>	-	-	-	-	-	内閣府 総務省 財務省	<p>【内閣府】 令和元年度機構要求において、コンセッション及び社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員の増員が認められ、公募を経て令和元年7月1日に専任の民間人材を参事官として採用。内閣府は関係省庁からなる「成果運動型民間委託契約方式の推進に関する関係省庁連絡会議」を立ち上げるなど、制度官庁も含めた関係省庁を巻き込んだ体制構築に取り組んでいるところ。</p>
⑥	<p>公共施設等運営権事業において赤字(営業活動によるキャッシュフローにおける赤字)が一定期間継続した場合の契約解除の方法について、関係府省の意見と代表企業経験を有する民間事業者の意見等も踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。【内閣府 PPP/PFI推進室】</p>	-	-	-	-	-	内閣府	<p>民間事業者や関係省庁等にヒアリングを行った結果、赤字が一定期間継続したことを以て契約解除事由とすることは、事業初期の赤字を長期にわたる運営により補うことが難しくなる、安定した事業運営を継続する観点からも望ましくない旨の意見があったことから、ガイドラインの改正を見送ったところ。なお、想定外の災害リスクの増大等により事業期間中にリスク分担等の見直しに関する協議を行う必要がある場合の留意事項等について、運営権ガイドラインに追記すべく、現在調整中。</p>
⑦	<p>水道分野の公共施設等運営権事業においては、物価変動リスクを全て運営権者に転嫁するのは非現実的であり、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みが必要である。年内をめどに関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を規定し、関連する自らのマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。内閣府では、これを受けてガイドラインを策定する。【厚生省医薬・生活衛生局(水道関係)、内閣府PPP/PFI推進室】</p>	-	-	-	-	-	厚生労働省 内閣府	<p>【内閣府】 物価変動リスクを利用料金に転嫁する仕組みに関して、運営権ガイドラインに追記すべく、現在調整中(本年6月目途に改正予定)。 【厚生省】 コンセッション方式を導入するにあたり、水道事業者等が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」において、著しい物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を示した。</p>

⑧	<p>優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査において設定すべき資格基準や定量的評価基準、失格基準などの審査のあり方を考えるために、案件経験の豊富な国交省航空局において海外事例の調査やこれまでの経験からの示唆の整理を行い、結果を内閣府に報告する。内閣府においては、調査結果に加え、民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これも踏まえてガイドラインを策定する。【内閣府PPP/PFI推進室、国交省下水道部、国交省道路局、国交省航空局、国交省観光庁、国交省総合政策局、文部科学省、法務省矯正局】</p>						<p>内閣府 国土交通省 文部科学省 法務省</p>	<p>【内閣府】 二段階審査における第一段階の審査の在り方等について、運営権ガイドラインに追記すべく、現在調整中(本年6月目途に改正予定)。</p> <p>【国交省】 空港については、国内外の事例を調査・整理するとともに、空港コンセッション検証会議において、民間事業者の意見も踏まえた提言が行われた。これらについて、報告を行ったところ。また道路及び下水道についても、内閣府からの依頼に基づき、第一段階の審査内容・基準等、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等について、その内容を内閣府に報告したところ。</p> <p>【文科省】 内閣府からの依頼に応じて協力する。</p>
⑨	<p>優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査結果が出てから、第二段階の審査結果が出るまでの間の情報開示の方法について、民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これも踏まえて内閣府においてガイドラインを策定する。【内閣府PPP/PFI推進室、国交省下水道部、国交省道路局、国交省航空局、国交省観光庁、文科省、法務省矯正局】</p>						<p>内閣府 国土交通省 文部科学省 法務省</p>	<p>【内閣府】 二段階審査における、第一段階の審査結果が出てから第二段階の審査結果が出るまでの間の情報開示のあり方等に関して、運営権ガイドラインに追記すべく、現在調整中(本年6月目途に改正予定)。</p> <p>【国交省】 空港については、国内外の事例を調査・整理するとともに、空港コンセッション検証会議において、民間事業者の意見も踏まえた提言が行われた。これらについて、報告を行ったところ。また道路及び下水道についても、内閣府からの依頼に基づき、第一段階の審査内容・基準等、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等について、その内容を内閣府に報告したところ。</p> <p>【文科省】 内閣府からの依頼に応じて協力する。</p>

⑩	<p>北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用において、前例のない数の空港を国や地方公共団体から運営権者に、安全性を損ねないように引き継ぐことになる。これを円滑に進めるためにPFI法に基づく国家公務員及び地方公務員の派遣を応募者が希望する場合には、国土交通省航空局は、応募者が必要と考える初期段階の引継期間を与条件なく提案させると共に、意向確認のヒアリングを行い、その結果を内閣府に報告する。その提案と現行のガイドラインの規定に矛盾が生じる場合には、内閣府において、運営権ガイドライン見直しの必要の可否について検討し、応募者の要望が正当である場合にはこれを踏まえて改定するものとする。【国土交通省航空局、内閣府PPP/PFI推進室】</p>						国土交通省 内閣府	<p>【国土交通省】 第一次審査を通過した応募者との競争的対話等のプロセスにおいて、希望する派遣期間の長さを意向確認したところ、事業の初期段階(5年間)を超える要望はなかった。あわせて、派遣職員の数の上限についても意向確認したところ、1名増とする要望があり、これに応じた。 以上について、内閣府に報告を行ったところ。</p> <p>【内閣府】 第7回会合において報告したとおり、応募者側の意向については、人数の1名増員希望はあったものの、派遣期間の長さに対する要望はなかったと国土交通省から報告を受けた。現行の運営権ガイドラインでは、人数に関する制限は特設していないため、改正は必要ないと考えている。</p>
⑪	<p>混合型の公共施設等運営権事業を行う場合で、その事業に国庫補助が行われる場合の「契約額の妥当性」、「施設の仕様の妥当性」、「契約手続きの合規性」が確保されていることを確認するために必要な仕組みを関係府省において整理し、地方公共団体に対して周知する。合わせて関係府省は、自ら(関係府省と関係する団体も含む)で有する標準仕様書や設計指針等において運営権者が行う創意工夫の取組を積極的に取り込むよう、今後の各分野の先行案件の取組みに合わせて、改定を行う(関係する団体に対しては関係府省が改定を働きかける)こととする。【国土交通省航空局、国土交通省下水道部、厚生労働省医薬・生活衛生局(水道関係)】</p>						国土交通省 厚生労働省	<p>【国土交通省】 [下水道] <契約額の妥当性等の確認> ・平成31年3月に下水道コンセッションガイドラインを改正し、混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合、管理者が性能や金額の確認を行うこと等を明記し、周知している。</p> <p><標準仕様書等の改定> ・浜松市における創意工夫の取組事例について把握に努めているところであり、今後、事例の蓄積を踏まえ、必要に応じ、技術評価を行いつつ、設計指針等への反映を検討する予定。</p> <p>[空港] 契約の妥当性等については、地方管理者において工事の性能や金額の確認等を行うこと等を明記した周知文書を出したところ。 また、空港整備に係る仕様書等の改定については、管理者に対し、具体的なニーズや事例を把握した場合には、国土交通省に相談するよう通知を出したところ。</p> <p>【厚生労働省】 契約額の妥当性等の確認及び標準仕様書等の改定については、水道分野では先行案件がないため、他分野の先行案件における取組事例の把握に努め、今後、コンセッションの導入が見込まれる関係地方公共団体等に対し、必要に応じ周知していく。</p>
⑫	<p>安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。【国土交通省航空局】</p>						国土交通省	<p>国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成30年5月30日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者(仙台空港)による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。 このほか保安区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化については、現行制度で対応可能である旨、運営権者(仙台空港)に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めているところ。</p>

⑬	国と運営権者間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすること運営権者の対応に合わせて検討する。【国交省航空局】	-	-	-	-	-	国土交通省	運営権者(仙台空港)の要望を踏まえ、関係省庁と検討を実施。現在は、運営権者において計画内容の具体化を進めており、今後関係省庁に提示予定。
⑭	北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、「未来投資戦略2017」に記載した5原則に基づいて具体化・推進し、昨年3月に出された実施方針に基づいて、競争環境を作った上で、2019年までの運営権者選定を図る。【国交省航空局、内閣府 PPP/PFI推進室】	-	-	-	-	-	国土交通省 内閣府	【国交省】 北海道における7空港については、令和元年7月に優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者が設立したSPCとの間で同年10月に実施契約を締結したところ。
⑮	クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市ウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。【国交省港湾局】	-	-	-	-	-	国土交通省	・スキーム構築を支援してきた福岡市ウォーターフロント地区再整備のコンセッション事業について、福岡市が基本スキームの素案を作成し民間サウンディングを実施した。(H31.2月～R1.8月) ・現在、福岡市において、民間サウンディングの意見やクルーズ市場の動向等を踏まえ、最適な公募方法やスケジュール等を検討しているところ。
⑯	改正水道法の公共施設等運営権方式に関する事項で政省令等に委任されている部分や、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。【厚生労働省 医薬・生活衛生局(水道関係)】	-	-	-	-	-	厚生労働省	水道施設運営権の設定に係る許可の基準と留意すべき事項及び水道施設運営等事業の実施に際して地方公共団体が検討すべき事項等について検討することを目的として「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」を開催し、学識経験者、消費者、弁護士、業界関係者等の幅広い構成員からの意見を踏まえ、水道法施行規則に、水道施設運営権の設定に係る許可基準等及び水道事業者が地方公共団体以外である場合の料金原価の算定方法について、技術的細目を規定した。
⑰	水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。【厚生労働省 医薬・生活衛生局(水道関係)、内閣府 PPP/PFI推進室】	-	-	-	-	-	厚生労働省 内閣府	【厚生労働省】 先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者等を支援できるよう令和2年度予算においても引き続き計上している。

(2)これまでの進捗を踏まえて新たに取り組むべき施策								
①	成長戦略の策定を通じた、公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のために行った公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングなどを行い、運営権ガイドライン等の改定の必要性を判断する。【内閣官房日本経済再生総合事務局、内閣府 PPP/PFI推進室】	ii)	①	公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のため、公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討する	-	-	内閣官房 日本経済再生 総合事務局 内閣府	【内閣府】 コンセッション事業を含むPPP/PFI事業を採用した事例が積み重なる中で、顕在化してきた課題(運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題、SPCの株式の流動化に向けた課題等)を整理し、制度的対応の必要性について、PFI推進委員会において検討中(本年6月頃に改定予定のPPP/PFI推進アクションプランに反映の予定)。
②	先進諸国におけるPPP/PFIへの取り組み状況(活用手法や活用分野など)を俯瞰的に整理し、世界のトレンドと日本における取り組みの差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。【内閣府PPP/PFI推進室】	ii)	①	先進諸国での最新の取組状況(活用手法や活用分野等)を俯瞰(ふかん)的に整理し、世界のトレンドと日本における取組の差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。	-	-	内閣府	昨年度海外(英・仏・米)のコンセッション制度等について調査を実施し、報告書を取りまとめた。
③	これまでの公共施設等運営権制度の取り組み事例や、諸外国における取り組み事例を踏まえ、公共施設等運営権制度に関する分かりやすい説明資料を作成し、活用する。【内閣府PPP/PFI推進室】	ii)	①	これまでの国内での公共施設等運営権制度の活用実績や諸外国の事例整理を基に公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成し、活用する。	-	-	内閣府	コンセッション事業を含むPPP/PFI事業の制度概要について分かりやすい解説資料をHPに掲載中。海外調査等を踏まえ、必要に応じ更新をしていく。また、各地方自治体のPPP/PFI案件形成時の類似事例検索や、首長等のPPP/PFI事業に対する理解及び導入意欲促進に資する事例集を作成中、完成次第速やかに内閣府ホームページに公表するとともに、地方自治体等に発送予定。
④	金融庁は、これまでに行ったPPP/PFIに先進的に取り組む諸外国において公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例研究を整理し、我が国への示唆を整理する。内閣府は、この整理を踏まえて、公共施設等運営権の取得に動いている民間事業者のニーズを年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。【金融庁、内閣府PPP/PFI推進室】	ii)	①	関係省庁は、諸外国での公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例調査を基に我が国への示唆を整理する。これを踏まえて内閣府は民間事業者のニーズを2019年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。	-	-	金融庁 内閣府	【金融庁】 諸外国における公共施設等運営権の保有主体の非課税措置に関し、先進国であるオーストラリア、及び間接保有の事例を調査する観点から、韓国について調査を実施、その結果を整理・報告した。 【内閣府】 SPCの株式の流動化に向けた課題等について、PFI推進委員会において検討中(本年6月頃に改定予定のPPP/PFI推進アクションプランに反映の予定)。
⑤	空港分野で過去に運営権者の決定した公共施設等運営権事業について、優先交渉権者の提示した事業価値の総額(運営権対価とビル会社等の企業価値の合計額)と、運営開始前年度のEBITDAの比率を整理し、諸外国での数値と比較し、留意点などがどうか検討し、報告する。【国交省航空局】	-	-	-	-	-	国土交通省	優先交渉権者の提示した事業価値の総額と、運営開始前年度のEBITDAの比率を整理すべく、改めてより具体的な調査を実施中。

(3)重点分野のフォローアップ							
①	<p>文教施設分野については、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成したと認める。一方で、平成31年度以降も案件が継続していることから、重点分野に引き続き指定する。【文科省】</p>			P24	<p>⑤文教施設 平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後も引き続き重点分野とし、文教施設の具体的な案件形成が行われるよう、関係府省と連携しながら、地方公共団体等の取組を支援する。</p>	<p>文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施。(平成29年度から) ・各種セミナー等を活用して、地方公共団等に「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」を周知し、働きかけを実施。 ・文教施設分野におけるPPP/ PFI事業の好事例の横展開を図るため、文教施設分野における多様なPPP/ PFI事業等の事例集を作成。
②	<p>公営住宅分野については、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成したと認める。一方で、平成31年度以降も案件が継続していることから、重点分野に引き続き指定する。【国交省住宅局】</p>			P24	<p>⑥公営住宅 平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後についても、コンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。</p>	<p>国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置等の内容については下記のとおり - 地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業(基本構想検討に対する支援)を実施。 - 社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。 - 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、H28年度より、PPP/PFI手法の導入検討の要件化とともに、その検討費用について補助対象化。さらに、三大都市圏(H29年度より)又は政令指定都市(H31年度より)で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。 ・平成28年度以降で12件(神戸市(2件)、池田市、岡山市、東京都、大阪府、愛知県(4件)、京都市、埼玉県)が事業契約済。
③	<p>水道分野については、6件の数値目標の達成を認める。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという後戻りしない手続きまで到達している案件は1件もないため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を2020年度末までとする。【厚労省医薬・生活衛生局(水道関係)】</p>			P20	<p>②水道 平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定まで到達している案件はなく、また、平成30年12月に水道法の一部を改正する法律が成立したところであるため、引き続き重点分野とし、確実かつ合理的なコンセッション事業とするための留意事項をガイドラインとして取りまとめる等の支援を行うことにより、実施方針の策定に向けてコンセッション事業の着実な導入促進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を发出するとともに、コンセッション方式を導入するにあたり、水道事業者等が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した。</p> <p>また、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行っており、宮城県において令和元年12月に実施方針を策定済み、令和2年3月に募集要項等を公表予定。大阪市において令和2年3月に実施方針に関する条例案が市議会で可決されたところ。</p> <p>さらに、「水道分野における官民連携推進協議会」等において、事例の紹介などを実施し、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進していく。</p>

-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

P18	<p>①空港 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、平成29年度以降も案件が継続していることから、重点分野に引き続き指定する。空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおける外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。</p>	国土交通省	<p>国管理空港について、仙台空港(平成28年7月～)・高松空港(平成30年4月～)・福岡空港(平成31年4月～)・熊本空港(令和2年4月～)において、それぞれ民間事業者による空港運営事業を開始し、北海道内7空港(うち3空港は地方管理空港)において本年1月から7空港一体のビル経営を開始したところ。 また、広島空港において、令和3年4月からの運営委託に向けた手続きを進めている。 地方管理空港については、神戸空港(平成30年4月～)・静岡空港(平成31年4月～)等において、それぞれ運営を開始した。 今後も、アクションプランに掲げられた措置等により空港コンセッションの導入を促進していく予定。</p>
P22	<p>③下水道 平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施方針策定1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の4件を合わせて6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和元年度末までとする。</p>	国土交通省	<p>・浜松市が平成30年4月に、高知県須崎市が令和2年4月に事業を開始した。また、宮城県が令和元年12月に実施方針を策定した。 ・奈良市・三浦市・宇部市・村田町においてデュエディリジェンスを実施済み。 ・コンセッション事業の更なる具体的な案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施し、アクションプランにおける数値目標達成に向けて取り組んできたところ。 ・さらに、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」等において、コンセッション事業等に関するノウハウや効果を共有し、地方公共団体によるコンセッション事業等の活用を推進している。</p>
P23	<p>④道路 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。</p>	国土交通省	<p>愛知県道路公社の先行事例については、ブロックプラットフォームや関係者会議において、情報提供を実施してきており、また、愛知県道路コンセッション株式会社においても、自らの取組についてセミナー等で情報発信をしていると承知。 なお、千葉県においては、平成29年度の調査結果を踏まえ、今年度も引き続き検討中。</p>

-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

P25	<p>⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設 次に掲げる措置等により、平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・スキーム構築を支援してきた福岡市ウォーターフロント地区再整備のコンセッション事業について、福岡市が基本スキームの素案を作成し民間サウンディングを実施した。(H31.2月～R1.8月) ・現在、福岡市において、民間サウンディングの意見やクルーズ市場の動向等を踏まえ、最適な公募方法やスケジュール等を検討しているところ。 ・港湾法改正(平成29年7月施行)により創設した官民連携による国際クルーズ拠点形成制度を活用して、クルーズ船向け旅客ターミナル施設を民間が建設し運営する案件2件が具体化した。
P25	<p>⑧MICE施設 次に掲げる措置等により、平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度までの目標6件に対し、横浜市、愛知県においてコンセッション方式が採用され、そのうち愛知県がコンセッション方式を採用したMICE施設として、国内で初めて運営を開始。福岡市においてもマーケットサウンディングを実施し、詳細を検討中。札幌市、名古屋市、沖縄県において、導入可能性調査が終了し、そのうち沖縄県については国土交通省「先導的官民連携支援事業」の支援を受け、令和元年度にマーケットサウンディング及び一部デューデリジェンスを実施。(令和2年4月9日現在)。 ・目標達成に向け、令和元年度新たにコンセッション方式導入における解決すべき課題等の調査を支援する事業を実施しており、上記推進中の自治体とは別の同方式導入に関心のある3自治体を支援。 ・また、個別の自治体に直接働き掛けを行うとともに、主要12都市が参加する「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」の場を活用し、直接働き掛けを行った他、「ブロックプラットフォーム」の場を活用し、愛知県の先行事例等について共有。また、観光庁HPにてコンセッション方式導入に関する情報を掲載。
P26	<p>⑨公営水力発電 次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県が4発電施設のコンセッション事業について令和2年3月に優先交渉権者を選定し、7月中の契約締結に向けて手続きを進めているところ。 ・さらなる案件の形成に向け公営水力発電所を有する地方自治体の講習会で、コンセッション方式によるPFI事業について説明を行うとともにコンセッション事業を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業について周知。コンセッション事業導入時のメリットなどを紹介することで、地方公共団体のコンセッション事業への移行、検討の促進に取り組んでいる。
P26	<p>⑩工業用水道 次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度については、工業用水道事業者と連携し、実施方針策定時に必要となる手続きに関し調査事業を実施した。 ・熊本県において、令和元年12月に募集要項等を公表し事業者公募中。 ・宮城県において、令和2年3月に募集要項等を公表し事業者公募中。 ・大阪市において、令和2年3月に実施方針に関する条例制定。 ・水道分野における官民連携推進協議会等において、事例の紹介などを実施し、地方公共団体によるコンセッション事業の活用促進を図った。 ・PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組について、引き続き取り組んでいく。

3. 成果運動型民間委託契約に関する施策							
①	成果運動型民間委託契約を3年以内に普及させる為の達成目標を作成し、次期の未来投資会議・構造改革徹底推進会合で報告を行う。達成目標の設定にあたっては特に医療・健康分野、介護分野、再犯防止分野を重点分野とするなど、分野ごとのKPIを策定する。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、厚労省、経産省、法務省】	ii)	②	-	-	内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省	2020年3月に成果運動型民間委託契約方式の普及に関するアクションプラン(成果運動型民間委託契約方式の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を策定し、同アクションプランにおいて、重点分野全体のKPI及びその達成目標を設定した。
②	内閣府は上記KPIを達成する為のアクションプランを策定し、次期の未来投資会議・構造改革徹底推進会合で報告を行う。アクションプランでは特に成果運動型民間委託契約導入に向けた成果指標、評価方法、支払条件、エビデンス構築方法、等の整理を行う。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)】	ii)	②	-	-	内閣府	アクションプランにおいては、成果指標の設定やその評価の方法、支払条件等についての考え方の整理を行うガイドラインの作成方針やエビデンス構築のための取組内容を明記した。
③	上記アクションプランを受けて先進事例を確実に横展開し、取組を全国に広げていく為のガイドライン・マニュアル等の整備を行う。ガイドライン・マニュアル等の作成に当たっては先行事例に取り組んでいる自治体、民間事業者、評価専門家等の意見を踏まえるものとする。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、厚労省、経産省】	ii)	②	-	-	内閣府 厚生労働省 経済産業省	ガイドライン等の策定に当たっては、民間事業者、評価専門家、外部有識者等の意見を踏まえることとする。
④	内閣府は2019年度中に国内外の先進事例を調査・整理し、成果運動型事業に適した領域や分野を提示すると共に先行事例から得られた知見の発信・啓発の為にデータベース・Websiteを構築する。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)】	ii)	②	-	-	内閣府	成果運動型民間委託契約方式を普及・啓発するため、国内外の事例を調査・整理し、その成果を内閣府のサイト内に設けたポータルサイトに掲載した。
⑤	内閣府は自治体による更なる事例構築を後押しする為、成果運動型民間委託契約の導入に向けた調査費補助事業を立ち上げ事例蓄積を支援する。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、厚労省、経産省】	ii)	②	-	-	内閣府 厚生労働省 経済産業省	自治体による更なる事例構築を分野横断的に後押しするため、令和元年度においては国内外の事例を調査・整理したところであり、令和2年度において、自治体における導入可能性の検討を支援するための支援事業を実施する。
⑥	厚生労働省は医療・介護保険制度、交付金・補助金、措置費等の既存の制度枠組みにおいて成果運動型民間委託契約の導入の検討を進め、内閣府に報告する。その際、特に複数年度に亘る予算執行を可能にするための仕組みを検討する。【厚労省、内閣府政策統括官(経済社会システム担当)】	ii)	②	-	-	厚生労働省 内閣府	【厚労省】 本年度より、国民健康保険の保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)において、特定健診などの分野を含め保険者から民間事業者に委託してPFS事業を実施する場合の成果運動部分を補助対象とする予定であるとともに、介護保険の保険者機能強化推進交付金等において、地方公共団体の介護予防に資する事業におけるPFSの活用を評価する指標を、市町村分・都道府県分ともに新たに設定した。 また、上記の交付金について、自治体が事業者と複数年度にわたる委託契約を結んで事業を実施する際にも交付対象となる旨を周知する。 今後は、平成29年度から昨年度まで実施した成果運動型民間委託契約方式のモデル事業の結果を踏まえて事例集を作成し、周知を行っていく。
⑦	内閣府は成果運動型民間委託契約の補助財源の基金(英米におけるアウトカムファンド)の海外事例の調査を行い、次期の未来投資会議・構造改革徹底推進会合で報告を行う。【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)】	ii)	②	-	-	内閣府	PFSの補助の仕組みについて、英米のアウトカムファンドなどの海外事例を調査した。本調査結果を踏まえ、PFSの補助の仕組みについての検討を行う。